

2021 年 8 月 31 日

加盟団体代表者 殿

公益財団法人 全日本ボウリング協会
指 導 委 員 会
認 証 部 会
部 会 長 四 宮 和 裕
(公 印 省 略)

ボールの硬度検査について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ボールの硬度検査につきまして、2021 年度第 2 回理事会にてボウリング施設、設備及び競技用具の認証規格の改定が承認され、2021 年 9 月 1 日より USBC 公認ボールリスト（アプルーブリスト）に掲載されているボール及び JBC 公認ボールは硬度検査を不要とし使用を認めることとなりました。

改定後のボウリング施設、設備及び競技用具の認証規格 第 4 章ボウリングボールの文書を添付いたしますのでご確認をお願いいたします。

また、ボール検査合格証の硬度欄は 2021 年 9 月 1 日より空欄（記載不要）のままで結構です。現在硬度が記入されているボール検査合格証から継続で使用される場合も新しいボール検査合格証は空欄（記載不要）で結構です。

※硬度の欄に記入してしまった場合はそのまま使用してください。

氏名	東京 太郎	所属	東京都
J.B.C No.	1 3 - A - ○ ○ ○ ○ ○	硬度	

本件、貴連盟に所属される選手、ドリラー及びボール検査員の方々にご通知のうえ、周知徹底をお願い致します。

ご不明な点がございましたら事務局（大澤）までご連絡ください。

敬具

お問い合わせ先
公益財団法人全日本ボウリング協会 認証部 大澤
TEL 03-6804-5605 FAX 03-6804-5606
e-mail oosawa-t@jbc-bowling.or.jp

第4章 ボウリングボール

第32条 (素 材)

- (1) ボールは固体（液体ではない）の材料でできており、内部に空洞や隙間のない非金属製の構造物で出来ているものとする。装飾のための細かい反射粒子や薄片は使用することができる。ただし、これらの粒子や薄片は製造時にボールに混入され、厚さ 1/4 インチ（6.4 ミリメートル）以下の透明な殻（シェル）の下に均一なパターンで分布させる場合に限る。この物質はボールのバランスにいかなる影響も与えないよう分布しているものとし、このような物質の総量はボール 1 個あたり 1/2 オンス（14 グラム）を超えないものとする。
- (2) 金属やボウリングボール製造時に使用される原材料と類似の物質以外のいかなる物質の使用を禁止する。同様に、ボールの重量やバランスが規格から外れる加工は一切禁止する。
- (3) ボールの外表面にはいかなる異物も付けてはならない。

第33条 (重量とサイズ)

- (1) ボールの重量は 16.00 ポンド（7.25 キログラム）以下であるとする。重量の最小値はない。
- (2) ボールの円周は 27.002 インチ（68.58 センチメートル）以下、26.704 インチ（67.83 センチメートル）以上であるとする。直径は 8.595 インチ（21.83 センチメートル）以下、8.500 インチ（21.59 センチメートル）以上であるとする。

第34条 (バランス)

公認競技大会で使用されるボウリングボールのバランスは以下の許容が認められる。

- (1) 10 ポンド（4.53 キログラム）を超える重量
 - (イ) ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が 3 オンス（85 グラム）以内とする。（トップ/ボトムウェイト）
 - (ロ) フィンガーホールの左右・前後の差が 3 オンス（85 グラム）以内とする。（サイドウェイト）（サム/フィンガーウェイト）
 - (ハ) 指穴も窪みも開けずに使用されるボールは、ボールのどの半球の間にも 3 オンス（85 グラム）以上の差があってはならない。
- (2) 10 ポンドから 8 ポンド（4.53 キログラムから 3.62 キログラム）
 - (イ) ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が 2 オンス（57 グラム）以内とする。（トップ/ボトムウェイト）
 - (ロ) フィンガーホールの左右・前後の差が 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。（サイドウェイト）（サム/フィンガーウェイト）
 - (ハ) サムホールを開けていないドリルされたボールは、指穴間の中心を基準に、上下・左右・前後 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。
 - (ニ) フィンガーホールも窪みも無いドリルされたボールは、指穴の中心を基準に上下・左右・前後 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。
 - (ホ) 指穴も窪みも開けずに使用するボールは、ボールのどの半球の間にも 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。
- (3) 8 ポンド（3.62 キログラム）より軽いボール
 - (イ) ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。（トップ/ボトムウェイト）
 - (ロ) フィンガーホールの左右・前後の差が 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。（サイドウ

ェイト) (サム/フィンガーウェイト)

- (ハ) サムホールを開けていないドリルされたボールは、指穴間及び指穴の中心を基準に、上下・左右・前後の差が 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。
- (ニ) フィンガーホールも窪みも無いドリルされたボールは、指穴の中心を基準に上下・左右・前後 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。
- (ホ) 指穴も窪みも開けずに使用するボールは、ボールのどの半球の間にも 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。

第 35 条 (ドリリング規格)

以下の制限によってボールのホールのドリリングが規制される。

- (1) 指穴として使用するホールや窪みは 5 つ以下とし、フィンガー1 本に対し 1 つ、サムホール 1 つに限る。各指穴が同時にグリップングのために使用できること、投球中にグリップングのために使用していないホールがあってはならない。
- (2) フィンガー及びサムホールには通気穴を開けることが許され、直径 1/4 インチ (6.4 ミリメートル) を超えないものとする。
- (3) 検査のための穴を 1 つ開けることが許され、直径 5/8 インチ (15.9 ミリメートル)、深さ 1/8 インチ (3.2 ミリメートル) を超えないものとする。

第 36 条 (表 面)

- (1) ボールの表面には特定のパターンの窪みや溝は一切あってはならない。ただし、ボールのグリップのために使用するホールや窪み、識別用の文字や数字、摩耗が原因の偶然の欠損や傷は除く。
- (2) 刻み込まれた絵は特定のパターンの溝とみなさない。
- (3) ボールの表面摩擦を、研磨等で変化させる場合は、そのボールの表面全体を研磨しなければならない。
- (4) 親指穴 (サムホール) が無いボールについての手のひらを置く方向を示す(+)マークは表面の窪みや溝、傷とみなさい。+マークについては以下の条件で付けるようにする。
 - a) 中心点より直下 (2 インチ (5.08 センチメートル) ぐらいの場所) で手のひら中心付近につけること
 - b) サイズは 0.3937 インチ (1 センチメートル) 以上 0.7874 インチ (2 センチメートル) 程度、深さについては特に定めないが、ローリングトラックにかかる場合はレーンに傷がつかない深さとすること
 - c) マークを付ける道具については特に定めないこととする

第 37 条 (器 具)

ボールの中に可動装置を入れてはならない。フィンガーのスパンを変える器具や、フィンガーホール及びサムホールの変化を変える器具は挿入しても構わない。ただし、器具は投球中に固定され、その器具を壊さなければボールから取り外せないものであるとする。

取り外せる器具は以下の条件のもとに使用が許される。

- a) 器具がグリップ用のホールのスパン・ピッチ・サイズを変えるために使用されること
- b) 非金属性の材料でできていること
- c) 投球中固定されていること
- d) いかなる器具もボールの静的バランスを調整する目的で使用してはならない
- e) 器具の下に隙間ができないこと
- f) 密度は 1 立方センチメートルあたり 1.5 グラム以下であること

第 38 条（補助用具）

ボウリングボールは完全に手によって投球されるものとし、投球時に分離や、投球中ボール内で可動する器具は内部に組み込んだり表面に付着してはならない。ただし、手や手の主要な部分を失った競技者は投球する補助となる特別な装置を手の代わりに使用できる。

第 39 条（硬 度）

- (1) ボウリングボールの表面硬度は室温（20～25 度）で 72 デュロメーターD 以上であるとする。
- (2) ボール製造後は、そのボールの表面硬度を変えるための薬品、溶剤等の使用を禁止する。
- (3) USBC 公認ボールリスト（アプルーブリスト）に掲載されているボール及び JBC 公認ボールは硬度検査を不要とし使用を認める。

第 40 条（クリーニング）

クリーナーは、ボールの硬度に影響を与えず、投球前にボールから拭い取るという条件で使用できる。

これらの条件のいずれかを満たさないボールクリーナーは、公認競技大会で使用することはできない。

第 41 条（プラグ・デザイン・ロゴ・マーク）

- (1) ボールを再ドリルするために、プラグを注入することができる。
- (2) 目印・情報・識別のためのデザインをボールに埋め込むことができる。ただし、そのようなデザインはボールの外表面と凹凸を作ってはならない。サイズに関しての規制はないが、彫った状態のままは禁止する。
- (3) どの場合も、内部に隙間があってはならない。（ソリッドをプラグの代わり使用してはならない）
- (4) プラグとデザインはボールが製造されたもとの材料とまったく同じではないまでも類似の材料でできているものとする。また、その他ボウリングボールのすべての規格に適合していなければならない。密度は 1 立方センチメートルあたり 1.5 グラム以下である。
- (5) ボウリングボールは常に識別用の製品名及び製造業者名とボールのシリアルナンバーをはっきり見えるように付けておくものとする。

第 42 条（トーナメント会場で計測されなければならない規格（当日検量））

- (1) 16 ポンド（7.25 キログラム）を超えないものとする。
- (2) グリップのためのホールや窪みは 5 つまでとする。
- (3) フィンガー及びサムホールには通気穴を開けることが許される、直径 1/4 インチ（6.4 ミリメートル）を超えないものとする。
- (4) 検査のための穴を 1 つ開けることが許される、直径 5/8 インチ（15.9 ミリメートル）、深さ 1/8 インチ（3.2 ミリメートル）を超えないものとする。
- (5) バランスは第 34 条のとおりとする。
- (6) 硬度は第 39 条のとおりとする。

第 43 条（規格の改廃）

本規格は、理事会の決議を経て改廃することができる。

附 則

- (1) この規格は、1974年(昭和49年)2月24日制定し、施行する。
- (2) この規格は、1980年(昭和55年)1月1日一部改正し、施行する。
- (3) この規格は、1986年(昭和62年)4月1日一部改正し、施行する。
- (4) この規格は、1990年(平成2年)10月20日一部改正し、施行する。
- (5) この規格は、1996年(平成8年)4月1日一部改正し、施行する。
- (6) この規格は、2002年(平成14年)11月12日一部改正し、施行する。
- (7) この規格は、2006年(平成18年)4月1日一部改正し、施行する。
- (8) この規格は、2008年(平成20年)5月25日一部改正し、施行する。
- (9) この規格は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012年(平成24年)4月1日一部改正し、施行する。
- (10) この規格は、2012年(平成24年)5月27日一部改正し、施行する。
- (11) この規格は、2015年(平成27年)4月1日より、施行する。
- (12) この規格は、2018年(平成30年)4月1日一部改正し、施行する。
- (13) この規格は、2018年(平成30年)8月1日一部改正し、施行する。
- (14) この規格は、2020年(令和2年)8月1日一部改正し、施行する。
- (15) この規格は、2021年(令和3年)4月1日一部改正し、施行する。
- (16) この規格は、2021年(令和3年)6月10日一部改正し、施行する。
- (17) この規格は、2021年(令和3年)9月1日一部改正し、施行する。